

岡崎市議会追加議案

令和 6 年 9 月 定 例 会

令和6年9月岡崎市議会定例会追加議案目録

議案番号	件名	ページ
105	工事請負の契約について（岡崎中央総合公園多目的広場改修工事（週休2日））	5
106	岡崎市国民健康保険条例の一部改正について	7

工事請負の契約について

次のとおり、工事請負の契約を締結するものとする。

令和6年8月27日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

- 1 契約目的
岡崎中央総合公園多目的広場改修工事（週休2日）
- 2 工事概要
公園改修工事一式
- 3 契約方法
一般競争入札
- 4 契約金額
170,500,000円
- 5 完成期限
令和7年3月18日
- 6 契約の相手方
岡崎市河原町1番地11
株式会社庭芳造園

（理由）

この案を提出したのは、岡崎市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岡崎市条例第15号）第2条の規定により必要があるによる。

岡崎市国民健康保険条例の一部改正について

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和6年8月27日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡崎市国民健康保険条例（平成24年岡崎市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「6箇月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える。

第48条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第39条第1項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第39条の規定は、令和6年度分の保険料のうちこの条例の公布の日の属する月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち同月の前月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴

う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理由）

この条例案を提出したのは、国民健康保険法の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、被保険者証に関する規定を改める等の必要があるによる。

